かずさ早朝野球連盟規約

令和4年4月1日

【第一章 名称】

本連盟は、かずさ早朝野球連盟と称する。

【第二章 目的】

本連盟は、野球を通じて会員の体力増進と地域の親睦を図る事を目的とする。

【第三章 会員】

会員は、かずさ地区に所在するチームに所属しその住所、職業、年齢、性別の規定はない。
但し学生の投手、 捕手は不可とする。

【第四章 加盟及び脱退】

連盟に加盟したいチームは、 理事会の承認を得なければならない。

入会を受理されたチームは、連盟の定めによる入会金を納める事により加盟権を得て、以後規約を厳守し
連盟の運営に協力するものとする。

チームの登録は、毎年定期理事会に申し込む事とする。一度納入された~~入会金、~~年会費は返金不可とする。

会員は、大会期間中に連盟登録の他チームの選手として出場は不可とする。

チーム及び会員が、 連盟に不適切と認められた時、連盟理事会の協議により除名処分にする事ができる。

【第五章 役 員】

連盟に次の役員を置く

1 理事長 1名
~~2 副理事長 1名~~
~~3 審判部長 1名~~
~~4 会計 1名~~
5 事務局、および会計 1名

理事は各チームより1名選出し理事会を構成する。
連盟は必要に応じて相談役及び顧問を置く事ができる。

【第六章 任務】

役員の任務は次の役割とする。

1 理事長は、連盟を総括し理事会の議長を務める。
~~2 副理事長は、理事長を補佐し理事長の不在時は代行をする。~~
~~3 審判部長は、試合の組み合わせ及び結果の収集、審判上の指揮指導にあたる。~~
~~4 会計は、連盟費の出納にあたり期末にそれを報告する。~~
5 事務局は、 連盟運営上の事務全般(連盟費の出納、期末報告含む)を担当する。
6 理事は、理事会に出席し議案を審議し決定事項をチームに徹底させる。

【第七章 任期】

役員の任期は1年とする。毎年2月1日に始まり翌年1月末日とする。

【第八章 選任】

役員の選任は期末の理事会において互選(順番制)する。

【第九章 会議】

連盟には~~役員会及び~~理事会を置く。

~~1 役員会は、理事長が招集(または、事務局)し議長になり議案を審議する。~~

2 理事会は、定期を毎年基本3回で(シーズン途中、シーズン完了、シーズン開始前)開催し臨時を理事長または、
理事過半数以上の要望のあった場合それを開き、重要事項を審議する。
理事長が議長になり出席者の過半数によって決する。

【第十章 会 計)

チームは、~~入会時の入会金5,000円、~~年会費11,000円を連盟に納入する。

会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日とし期末理事会に於いてそれを報告する。

【第十一章 雑 則】

本規約は、理事会の出席過半数を得て変更する事ができる。

本規約は、令和4年4月1日より実施する。